

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 728 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 728 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 4 月 20 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 4 月 20 日（月） 午後 3 時 0 0 分～午後 3 時 3 0 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

- ・欠席委員（農業委員） 3 番 鈴置省悟

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	花田	佳明（会議書記）
〃	小林	彰子（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 728 回）

令和 8 年 4 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地改良届出について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
9	議案 3	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する 法律施行令第 4 条第 1 項の規定による変更申請に ついて	
10	議案 4	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契 約）	
11	議案 5	農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・ 受け手間契約）	
12	議案 6	大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定につ いて	

事務局長 ただいまから第 728 回大府市農業委員会総会を開会いたします。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします。

議 長 ただいまから第 728 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。農業委員におかれましては、本日、鈴置省吾委員が欠席ですが、12 名の委員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。

議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。

始めに、日程第 1「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の花田佳明氏と小林彰子氏を指名します。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 6、報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 6 報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までをご説明いたします。

始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』ご説明いたします。

市街化区域内において、土地所有者自らが農地を農地以外のものに転用するための届出です。

2 件の届出があり、転用の用途は申請番号 1 番が住宅敷地として、2 番は共同住宅への転用です。

報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決により届出者へ受理通知書を送付済です。

次に議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による届出について』ご説明いたします。

市街化区域内の農地において、権利の設定または移転を伴う農地転用に係る届出で、議案書 2 ページから 5 ページに記載の 13 件の届出を受理いたしました。

権利としましては申請番号 1 番と 5 ページの 13 番の 2 件が賃貸借権で、その他 11 件が所有権移転です。転用用途は、申請番号 1 番が店舗として、2 番と 3 ページの 3 番、4 ページの 8 番、5 ページの 12 番が分譲住宅として、3 ページ 5 番が宅地として、その他 7 件が住宅となります。

報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決により、届出者へ受理通知書を送付済です。

次に、議案書 6 ページをご覧ください。報告第 3 号『農地改良届出について』をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなどの農地改良を行う場合に届け出るもので、4 件の届出を受理しております。

4 件の届出地は連続した土地で、現在の低地をかさ上げし、一団で効率的な耕作ができるよう、埋め立て造成を行うものです。一部を除き畔をなくした造成となっております。工事期間は令和 8 年 4 月 1 日から 6 月 30 日です。報告第 3 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に受理通知書を送付済です。

次に、議案書 7 ページをご覧ください。報告第 4 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。

相続等により農地の所有権が移転したことを届け出るものです。7 ページから 11 ページまでの 15 件の届出を受理しました。すべての届出で、記載のとおり所有権移転が行われたことを事務局において確認しております。

次に、議案書 12 ページをご覧ください。報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明いたします。

農地の貸借契約期間中において、貸付人と借受人の合意により解約が成立した際にその旨を農業委員会に通知するものです。議案書 12 ページに記載の 1 件の通知を受理しました。それぞれ双方での合意により解約することを確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告第 1 号から報告第 5 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(な し)

議 長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 7、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、本委員会で審議し、許可をするものとなります。13 ページの 1 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号 1 番の申請事由は、渡し人である親から譲り受人である子が農業をするため、贈与による所有権の移転を行うものです。

申請について内容を確認し、受人が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号 1 の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかにご意見などございませんか。

議 長 特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可すると決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。
よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 8、議案第 2 号『農地法 第 5 条の規定による 許可申請について』の 5 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 14 ページをご覧ください。議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』ご説明いたします。
農地法第 5 条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行う場合に、愛知県知事の許可を要するもので、本委員会で審議のうえ意見を付して、愛知県に進達いたします。
5 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員に現地確認をしていただいております。
申請内容について、権利につきましては、申請番号 1 番と 15 ページ 4 番が使用貸借、2 番、3 番、5 番が有償による所有権移転です。
転用の用途・目的につきましては、申請番号 1 番と 4 番は分家住宅、2 番、3 番、5 番は、申請者の各事業に関する、駐車場、資材置き場及び工場への転用となります。
以上の 5 件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水計画などについて事務局にて確認し、農地転用許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断しています。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に 担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成はありませんが、周囲にコンクリートブロック積みをし、土砂が流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し、汚水・雑排水については浄化槽で処理後、既設道路側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかにご意見などございますか。

(なし)

議 長 次に申請番号 2 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成はありません。雨水は、敷地内で集水し、既設水路へ接続するため周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかにご意見などございますか。

(なし)

議 長 次に申請番号 3 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成はありません。雨水は、砂利敷きにて自然浸透させるため、周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかにご意見などございますか。

(なし)

議 長 次に申請番号 4 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は盛土をし、農地との境には小堤を設けて土砂が流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し、既設水路へ接続し、汚水・雑排水については下水管へ接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議 長 そのほかにご意見などございますか。

(なし)

議 長 次に申請番号５番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は切土と盛土をします。また、周囲にコンクリートブロック積みをし、土砂が流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し、汚水・雑排水については浄化槽で処理後、既設水路へ接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議 長 そのほかにご意見などございますか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第２号を採決します。本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。

よって、議案第２号は、意見なしとして愛知県知事に送付することに決定いたしました。

次に、日程第９、議案第３号『特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第４条第１項の規定による変更申請について』を上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書１７ページをご覧ください。議案第３号『特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第４条第１項の規定による変更申請について』ご説明いたします。本議案は、あいち知多農業協同組合が運営する「ふれあい農園しまだ」において農地の貸付けを特定農地貸付けとして行うことの承認を以前に受けているもので、この度、その中の農地の所有者に変更があったため、同法施行令第４条第１項の規定に基づき農業委員会の承認を求めるものでございます。議案第３号のとおり、２筆１名の所有者の変更があったため、これについて承認を求めるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(なし)

議 長 特に意見はないようですので、議案第３号を採決します。本申請を承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。

よって、議案第３号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 10、議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画の公告について一括契約』を上程します。

本議案に関し、****委員が議事参与の制限に該当しますので、途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 18 ページをご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。
本議案は、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。
議案書 18 ページの申請番号 7601 番から 26 ページの 7617 番までに記載の 17 件です。6 月 1 日開始の申請案件となっております。
いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。なお、今回の議案のうち申請番号 7601 番から 24 ページの 7614 番までが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。
また、25 ページの申請番号 7615 番、7616 番及び 7617 番につきましては、目標地図の区域外にあたるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 始めに、****委員が議事参与に該当する申請についてを審議しますので、****委員は一旦退室をお願いします。

(****委員 退室)

議長 長 それでは、****委員が議事参与に該当する、申請番号 7601 番から 7604 番までの 4 件について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 長 特に無いようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7601 番から 7604 番までの 4 件について採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号のうち申請番号 7601 番から 7604 番までの 4 件については、意見なしで回答することに決定いたしました。

議長 長 ****委員は入室してください。

(****委員 入室)

議長 長 次に、申請番号 7605 番から 7617 番までの 13 件について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 長 特に無いようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7605 番から 7617 番までの 13 件について採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号のうち 7605 番から 7617 番までの 13 件については、意見なしでそれぞれ回答することに決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約』を上程します。

なお、私が議事参与に該当する申請があり、大府市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項に基づき、一部について、鈴木副会長に議長の職務を代理することにしたと思います。

一部の申請について副会長に議長を代理することにご異議ございませんか。

(なし)

議 長 ありがとうございます。
それでは事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 27 ページをご覧ください。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約」をご説明いたします。
本議案に関しましては、利用権が設定されている農地で耕作者が変更となることに対し、貸借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に対し意見聴収の依頼があったものです。

議案書 27 ページから 29 ページまでに記載の 8 件です。本議案は、備考欄にある前借人が、当該農地においてこれまで耕作をしていましたが、令和 8 月 6 月 1 日以降、新たな受け人に貸借権が移転され、継続してその農地を耕作していくこととなります。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。

本議案の申請には、地域計画における話合いの結果を繁栄し、農地の集積・集約が図られた申請を含んでおります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議事参与に関する案件がございますので、順に採決を行います。
始めに、私が議事参与に該当する申請についてを審議しますので、鈴木広子副会長に議長を交代し、議事進行をお願いします。

(久野一弘委員 退室)

議長交代

議長代理 久野会長から議長を代わり、引続き議案 5 号の議事を進めます。

議案第 5 号のうち、議案書 28 ページの久野一弘委員に関する申請番号 6881 番と 7018 番についてを審議します。

本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議長代理 特に無いようですので、議案第 5 のうち申請番号 6881 番と 7018 番についてを採決します。

原案のとおりで意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長代理 全員賛成です。
よって、議案第 5 号のうち申請番号 6881 番と 7018 番について、原案のとおり、意見なしで、大府市に回答することに決定いたしました。

以上で議長を久野会長に交代します。
久野委員は入室してください。

(久野一弘委員 入室)

議長交代

議長 鈴木副会長に代わり改めて議長を務めます。

次に、申請番号 6395 番、6396 番、6899 番、29 ページ 7092 番から 7094 番について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので、議案第 5 号のうち 申請番号 6395 番、6396 番、6899 番、29 ページ 7092 番から 7094 番についてを採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 5 号は、全て原案のとおり意見なしとして大府市に回答することに決定いたしました。

次に、日程第 12、議案第 6 号『大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定について』を上程します。このうち、4 番の****委員が議事参与に該当しますので、後ほど退室をお願いします。
それでは、令和 8 年 3 月 19 日に開催された「大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の鈴木広子委員長から報告をしていただきたいと思います。

委員長 「大府市 農地利用 最適化推進委員 候補者 評価委員会」委員長の鈴木です。
議案書 30 ページをご覧ください。令和 8 年 3 月 19 日 に開催しました評価委員会において 5 名の候補者について評価審議した結果、評価委員会の意見として、いずれの候補者も適任であったことを報告いたします。

議長 ありがとうございます。始めに、議事参与に該当する****委員についてを審議しますので、****委員は一旦退室をお願いします。

(****委員 退室)

議長 それでは、議案第 6 号のうち****氏に関し、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので採決します。
議案第 6 号のうち****氏に関し、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 6 号のうち****氏に関し、原案のとおりと決定いたしました。

議長 ****委員は入室してください。

(****委員 入室)

議 長 次に、議案第6号のうち****氏を除く4名の方に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第6号のうち議事参与に該当しない4名について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。
よって、議案第6号のうち議事参与に該当しない4名も含め全員を原案のとおり決定しました。

議 長 以上を持ちまして、本日の議事は全すべ終了いたしました。
これを持ちまして、第728回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。